（内閣府設置法の一部改正）

第百四十一条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の三中「、同法第十三条第一項に規定する特定地域再生事業会社の指定に関すること」を削る。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第百四十二条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「第二条第四十号」を「第二条第三十七号」に改め、同条第三項中「及び」を「並びに」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第百四十三条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「旅客の」を削る。

（地域再生法の一部改正）

第百四十四条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　株式の取得に係る課税の特例（第十三条）　第二節　特定地域雇用会社に対する寄附に係る課税の特例（第十四条―第十八条）」を「第一節及び第二節　削除」に改め、「第七章　罰則（第三十二条・第三十三条）」を削る。

第五条第三項第二号中「（第十四条において「高年齢者等」という。）」を削る。

第五章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節　削除

第十三条から第十八条まで　削除

第七章を削る。

（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正）

第百四十五条　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「及び第八十一条の十」を削る。

（罰則に関する経過措置）

第百四十六条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百四十七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地球温暖化対策のための税についての検討）

第百四十八条　政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

（車体課税についての検討）

第百四十九条　政府は、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この条において同じ。）について、新租税特別措置法第九十条の十二並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の二第二項並びに附則第十二条の二の三第二項及び第三項に規定する自動車重量税及び自動車取得税の特例の適用期限が到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の財政の状況を踏まえつつ、新租税特別措置法第九十条の十一第一項及び第九十条の十一の二第一項並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の三第一項の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）、負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に適確に対応するための措置について検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

財務大臣　菅　**直**人
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第七号

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、平成二十二年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置並びに外国為替資金特別会計及び食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れの特別措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二十二年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、平成二十三年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成二十二年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ）

第三条　政府は、平成二十二年度において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、四兆七千五百四十一億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計に関する法律第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3　前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計に関する法律第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

（外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ）

第四条　政府は、平成二十二年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、三千五百億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、外国為替資金特別会計の歳出とする。

（食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れ）

第五条　政府は、平成二十二年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同勘定から、百四億六千八百三十五万四千円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。